

古代日本の曆に就て (9)

S . I 生

金石文に現はれた干支

記録のみに據る考證は、基礎となる文献が如何はしい不正確なものである場合には、夫れによつて得た結論も甚だ相違して來るから、餘程注意を必要とする。

此の、記録のみに據る考證の危険を補ふ有力な資料には、地下に埋没せる古代の器具や武具などの發掘物に文字などが刻まれてあるもの、或は佛像や石碑などの、所謂金石の銘文がある。

大和國北葛城郡馬見村新山古墳出土の鏡には、十二支の文字が文様式に鑄現されて居る。其の十二支は『子丑寅卯辰未午巳酉子申亥』となつて居り、子は重複して居る。そして戌が不足して居り、順序も誤つて居る。然し、この鏡の鑄造年代は古く、皇紀700乃至800年代の製作になると云はれて居る。この鏡の背の文様から推定すると、その母型は支那で鑄造されたが、ところどころを日本式に改めたもので、明かに我が上代の鏡作部の工人の手に成つたものであるとのことである。(後藤守一氏説)

皇紀700乃至800年頃と云へば、垂仁、景行、成務三朝に亘る時代で、未だ漢字傳來の應神天皇の御代以前のことである。

次に、我國金石文の中で、最古のものの一つと稱せられる紀伊國隅田八幡神社所藏の人物畫象鏡がある。即ち、人物が歌舞して居る様子を鏡の背文に現はして居るが、其の畫象の周圍には、明かに漢字で次の如き銘文がある。

『癸未年八月日十大(六?)壬年□(男?)弟王在意柴沙加宮時斯麻念長奉遣
(?)開中費直穰人今州利二人等取(?)白上同二百旱作此意』

問題は、此の鏡の製作年代である。即ち癸未年八月と云ふのは何時であらうか? 後藤守一氏の考證によれば、『鏡そのものから見ることにすると、本鏡の母型となつて居る支那鏡の人物畫象鏡は、三國時代から六朝時代初期に當る頃のものであり、これが我國に於いて仿製せられたものは、少くも六朝時代中期を更に降るものでないことは、今日古墳研究の結果からいふことが出来る。』(歴史公論、第6卷第12號187頁) 此の點よりして、其の鏡の製作年代を仁徳天皇11年(皇紀983)か、仁徳天皇71年(皇紀1043)、遅くも允恭天皇の32年(皇紀1103)に比定して居られる。然し、此の年代については諸説があり、高橋博士は應神天皇の御代とし、三宅博士、内藤博士や富岡謙藏氏は、銅質や形式から、雄略天皇(皇紀1117—1139)以後に比定せられて居る。今、筆者は上記の銘文を、

次の如く読み改めんと考へて居るが、本鏡研究家の御参考ともなれば、光榮とする所である。

『三年男弟王在意柴沙加宮時斯麻念長奉遣(?)開中費直穢人今州利二人等取(?)白上同二百旱作此竟矣未年八月日十六』

大王の年と讀まれてあるのを、大を六と讀み、王を三と讀む。癸未の癸は、どうも矣と云ふ文字と見る方が適當らしい。自分は、三年より讀み始め、未年八月日十六で終るものと解釋する方が適當と考へる。“三年未年”とは何時に當るかと云ふに、神功攝政(應神天皇)三年(皇紀863)に當ることゝなり、年代は餘程古くなる。日本書紀によると、其年の記事として

『春正月丙戌朔戊子、譽田別皇子を立て皇太子と爲す、因て磐餘イワレに都つくる』
 譽田別皇子は、皇太子となられ、意柴沙加宮即ち忍坂に暫らく在られたものと思はれる。忍坂と磐餘とは共に大和國磯城郡にあつて、一里も離れて居ない。男弟王は日子弟ひこおとの王と讀み、後の應神天皇譽田別皇子のことを申上たものと考へる。又、神功皇后紀四十三年に見える斯麻宿彌は上の銘文にある斯摩念長と多少關係があるらしく、又、日本書紀に引用して居る百濟本紀に加不至費直と載つて居るが、之は開中費直と關係がある様である。彼れ此れ考へ合せると、神功攝政三年説も相當有力なものと云ふことが出来る。そして、偶然にも、此の年は癸未の年で、癸を殊更に矣と讀んでも、讀まなくとも、同じ神功攝政三年となる。

さて、前記の鑑鏡二つには、共に干支の文字が現れて居るが、新山古墳出土の鏡は、單に十二支だけを銘打つて居るに過ぎないから、年代は判然としないが、考古學的推論によれば、ずつと古く、皇紀600乃至700年頃となるのであつて、十二支の我國へ渡來した年代の古いことを實證して居る。

更に、隅田八幡神社鏡では、干支で癸未、少くとも未と云ふ文字は明かに現はされて居り、此の方は年月日まで見えて居るから、前の鏡よりは製作年代が一層よく判るのである。假りに製作年代を神功皇后攝政三年(皇紀863)より以後300年の間に降ると考へて見ても、政事要略に、推古天皇12年(1264年)正月元日より始めて、曆日を用ひたと記載し、又、書紀に、持統天皇4年(1350年)十一月始めて元嘉曆と儀鳳曆とか頒行されたと載つて居るが、之れよりは遙かに以前となり、我國上代に於て曆の存在した證據を提供して居ることになる。八月日十六と記して居る點より見れば、日置の一員であつたあの御火燒の老人の『日には十日』の數へ方と同じ類たぐひと考へられる。

も一つ、干支は現れてないが、肥後國江田古墳發掘の大刀にある銘文に、其の大刀を製作した時を記載してあるものがある。夫れは、刀身の背に銀の象嵌を以て施されて居るが、次の通り不明の文字が可成りある。

『治天下獲□□□齒大王世，奉□典(?)□人名无□丑，八月中，用鑄釜并四尺迺刀，八十練六十摺(?)三寸上好□刀，服此刀者，長壽子孫注(?)，得其(?)恩也，不失其所統作刀者名太加(?)，書者張安也』

問題は、初めの“治天下獲□□□齒大王世”であるが、之れは“治天下獲^{たぎひの}宮瑞齒大王世”と読み、反正天皇(皇紀1066—1071)の御代に當ると云ふ(福山敏男氏説)。一字文字が不足して居り、^{たぎひ}多遲比が獲となつて居るが、果して此の説の通りとすれば、始めて曆日を用ひたと政事要略に載つて居る推古天皇12年に先立つこと約200年前のことであつて、八月中に此の刀を造つたことになるが、八月中と云ふのは八月望の頃の意味であつて、八月は鏡や刀を造るによい時期なのである。“治天下”や“八十練”の語は日本式の言葉であつて、殊に、支那古鏡の銘文には“百練”と云ふ文字はよく見られるが、“八十練”と云ふのは見出せないものであると云ふ。そして、此の刀を造つたのは、伊太加と云ふ者であり、此の銘を書いたのは張安と云ふもので、共に當時の歸化人であらう。

法隆寺に在る薬師佛造像記に『池邊大宮治天下天皇，大御身勞賜時，歲次丙午年』とあるが、丙午年は用明天皇元年(皇紀1246)に當る。又、同じ法隆寺の釋迦佛の後光銘に『法興元卅一年，歲次辛巳十二月鬼前^{カミサキ}太后崩明年正月廿二日』とあるが、辛巳の年は推古天皇の29年(皇紀1281)に當る。伊豫風土記に載つて居る大分速見の湯岡碑に『法興六年歲在兩辰』と見えて居るが、此の方は法隆寺のものよりは25年も以前の、推古天皇4年(皇紀1256)に當つて居る。金石文に現はれた干支の古い處は大體上に述べた如きもので、此の以後は可成り數多く各所に殘存して居る。(皇紀2600年九月18日夜)

天界 234 號 “東洋流の星座と星名の索引” 補修

會員野尻抱影氏より親切なる御注意あり、尙ほ其の他の點について再考すべき點あり、下の如く補修する。先づ、**正誤**として、“コログ”(胡籛)は“ヤナグヒ”と訂正する。之は和名である。又、“ラテイ?”(羅堰)は“ラエン”と訂正。尙ほ、“シ 矢”を加ふ。

又、**校正**の誤りとして、“テンヤク?”と“フシツ?”との?を取り去る。**読み方**について、“參”はシン、“天乙”はテンイツ(“天一”と同じ星なり)と読む人多きも、姑く俗流を採る。又、“九河”はキュカとすべきか?。又、“天皇大帝”はテンワウタイテイ、“右馬寮”はウマリョとすべしとの説あり。尙ほ昔から漢學者には、“虎賁”をコホン、“造父”をゾーホ、“傳說”をフェツと読む癖あり。(編輯局)